

## 各種住宅取得・リフォーム支援制度で用いられている省エネ基準（経済対策関連）

### 1. 平成27年3月31日まで

☆は、基準として設定されているもの

基準		省エネ住宅 ポイント	フラット35S		贈与税 非課税措置 (非課税枠500万円加算)	長期優良 住宅
			A(10年)	B(5年)		
住宅性能評価	一次エネルギー消費量等級5	☆	(未施行)			
	一次エネルギー消費量等級4	☆※1				
	断熱等性能等級4(H25基準)	☆※1		☆	☆	☆
	省エネルギー対策等級4(H11基準)	☆※1		☆	☆	☆
住宅事業 建築主基準	トップランナー基準	戸建住宅	☆	☆		
		共同住宅(相当基準)	☆		(☆)※2	

※1 木造住宅の場合 ※2 共同住宅(相当基準)を満たすものは、断熱等性能等級4又は省エネ対策等級4を満たしていることから、トップランナー基準(共同住宅)を満たす場合は利用可能と運用。

### 2. 平成27年4月1日以降

基準		省エネ住宅 ポイント	フラット35S		贈与税 非課税措置※4 (非課税枠500万円加算)	長期優良 住宅
			A(10年)	B(5年)		
住宅性能評価	一次エネルギー消費量等級5	☆	☆	☆	☆	
	一次エネルギー消費量等級4	☆※1		☆	☆	
	断熱等性能等級4(H25基準)	☆※1		☆	☆	☆
	省エネルギー対策等級4(H11基準)	☆※1	(未施行)			
住宅事業 建築主基準	トップランナー基準	戸建住宅	☆	☆		
		共同住宅(相当基準)	☆		(☆)※3	

※3 断熱等性能等級4を満たしている場合に利用可能と運用。 ※4 贈与税については今後関係告示を改正する予定